

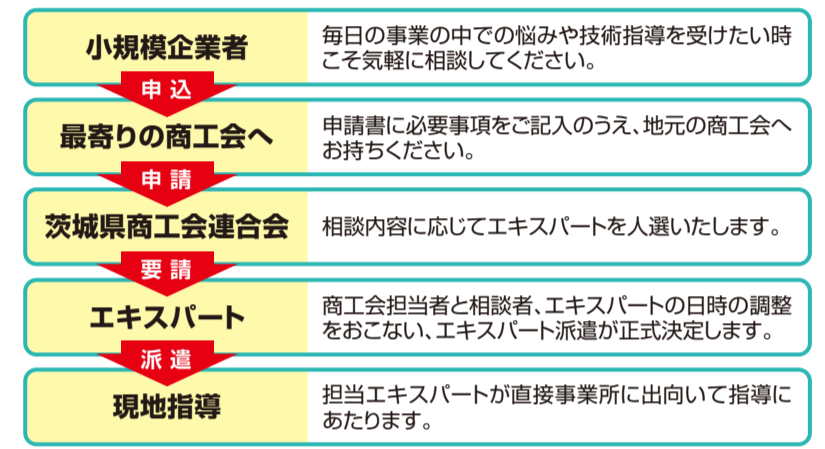
経営ワンポイント

専門家派遣事業 エキスパートバンク

たとえば、こんなこと…

- 経営**
 - 経営計画を立てたい
 - 人事管理や労務管理を相談したい
 - 品質管理を見直したい
 - 会社の財務分析をしたい
 - 会社の就業規則をつくりたい
 - 税務・法律問題について相談したい
- 戦略**
 - 備品や機械の導入、設備投資について指導を受けたい
 - 接客マナーなどの社員教育を行いたい
 - パソコンの活用指導を受けたい
 - 新製品の開発に技術者の指導を受けたい
- デザイン**
 - ロゴ・シンボルマークをつくりたい
 - 店舗の内外装のデザインについて相談したい
 - 看板やパンフレットをつくるためのデザインの指導を受けたい
 - 商品パッケージや包装紙のデザインを新しくしたい

エキスパートバンク事業の流れ



ご利用は無料です

エキスパートの謝金・出張旅費などの費用は無料です。ただし、エキスパートが技能などの指導の際に使用する材料等は指導を受ける企業の負担になります。

対象は小規模企業者です

事業内容にかかわる問題を専門分野に秀でたエキスパートが解決のためのお手伝いをします。

エキスパートが直接訪問してアドバイス・指導にあたります

現場の状況を把握し、的確なアドバイスをいたします。

一流のエキスパートを派遣します

エキスパートは各分野で長い経験と実績を持つ専門家です。的確に事業者のニーズに対応します。

この事業は、国庫の補助事業で予算には限りがあります。お早めのご利用をお勧めします。

わたしのいちばん 38

健康と私

境町商工会 青年部長
安井 健さん
(株安井商店)

13年間ずっと続けてきている事がある。それは体を鍛える事で、どんなに忙しい時期でもずっと続けている唯一の事だ。そのおかげもあつてか、体調を崩したりもせず、また大きな病気もせず、今日までやって来たのかなと思う。

また、商工会青年部の活動や友人との交流など、さまざまな事に参加できるのも健康あつての事で、これからも体を鍛える事は続けて行きたいと思う。健康であることが、仕事

や交遊、地域活動など、すべての事においての活力となっており、私自身が健康であるだけでなく、自分を取り巻くすべての人が健康で笑顔であつて欲しいと思う。

給与支払者(事業主)の皆さまへ 茨城県と県内すべての市町村から重要なお知らせです。

個人住民税は給与からの特別徴収が原則です!

個人住民税の特別徴収とは、給与支払者(事業主)が受給者(納税義務者)に代わり、毎月受給者に支払う給与から個人住民税を差し引き(給与天引き)し納入する制度です。所得税を源泉徴収する義務のある給与支払者には、アルバイト、パート、役員等を含むすべての受給者の個人住民税を特別徴収することが、法令で義務づけられています。



※納期の特例(年2回納入)について
特別徴収税額は毎月の納入(12回)を基本としていますが、受給者が常時10人未満の事業所は、市町村に申請し承認を受けることにより、年2回の納入となる「納期の特例」をご利用いただけます。
<6月から11月までに徴収(天引き)した分> 12月10日までに納入
<12月から翌年5月までに徴収(天引き)した分> 翌年6月10日までに納入

お問合せ: 県内市町村住民税担当課または県市町村課(029-301-2481)

◆税制適用の入り口要件を緩和 ~事業承継に係る負担を最小化~

現行制度

- 納税猶予の対象になる株式数には2/3の上限があり、相続税の猶予割合は80%。後継者は事業承継時に多額の贈与税・相続税を納税することがある。
- 税制の対象となるのは、1人の先代経営者から1人の後継者へ贈与・相続される場合のみ。

改正案

- 対象株式数の上限を撤廃し全株式を適用可能に。また、納税猶予割合も100%に拡大することで、承継時の税負担ゼロに。
- 親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者(最大3人)への承継も対象に。中小企業経営の実状に合わせた、多様な事業承継を支援。

◆税制適用後のリスクを軽減 ~将来不安を軽減し税制を利用しやすく~

現行制度

- 後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、承継時の株価を基に贈与・相続税が課税されるため、過大な税負担が生じうる。
- 税制の適用後、5年間で平均8割以上の雇用を維持できなければ猶予打ち切り。人手不足の中、雇用要件は中小企業にとって大きな負担。

改正案

- 売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。経営環境の変化による将来の不安を軽減。
- 5年間で平均8割以上の雇用要件を未達成の場合でも、猶予を継続可能に(経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要)。

※以上のほか、相続時精算課税制度の適用範囲の拡大及び所要の措置を講じる。

現行制度

納税猶予の対象になるのは、発行済議決権株式総数の2/3までであり、相続税の納税猶予割合は80%。そのため、実際に猶予される額は全体の53%にとどまる。

改正案

- 対象株式数の上限を撤廃し議決権株式の全てを猶予対象とする。
- 猶予割合を100%に拡大。⇒事業承継に係る金銭負担はゼロになる。

一人でも多くの皆様のお役に立ちたい!

茨城県信用組合

http://www.kenshinbank.co.jp/

明治の風格を今に伝える 県庁前支店

中小企業相談室

茨城県事業引継ぎ支援センター

「事業承継税制」が大きく拡充されました。

今年度、国では事業承継支援策として、事業承継の際の贈与税・相続税の負担を軽減する「事業承継税制」を今後10年間に限って大きく拡充するとともに、M&Aを伴う事業承継・事業再編に係る税負担の軽減措置を創設いたしました。

具体的には

- ① 対象株式数・猶予割合の拡大
- ② 対象者の拡大
- ③ 雇用要件の弾力化
- ④ 新たな減免制度の創設等の四つです。

以下①~④について解説していきます。

事業承継税制の改正

① 対象株式数上限等の撤廃

現行制度では、先代経営者から贈与/相続により取得した非上場株式等のうち、議決権株式総数の2/3に達する部分までの株式が対象で、相続税の場合、猶予割合は80%であるため、猶予されるのは2/3 x 80% = 約53%のみでした。

今回の改正で対象株式数の上限を撤廃(2/3 → 3/3)、猶予割合を100%に拡大することによって、事業承継時の贈与税・相続税の現金負担をゼロにしました。

海外PL保険制度(商工会のグローバルガード)

- ★ 取引先から間接的に輸出された製品/外国人旅行者等によって日本国外に持ち出された製品に起因する事故も補償されます(自動セット)。
- ★ 商工会の団体制度で団体割引を適用しているため、一般での加入より保険料が最大約30%割引です。
- ★ 支払限度額に応じて5つのタイプから選んで加入することができます。
- ★ 保険料は口座振替のため、簡単に加入手続きできます。

このご案内は海外PL保険制度(商工会のグローバルガード)の概要についてご紹介したものです。詳しい内容は、パンフレットをご用意しておりますので、下記問合せ先までご請求下さい。詳細は保険約款によりますが、ご不明な点がありましたら引受保険会社におたずねください。

(引受保険会社) **東京海上日動火災保険(株)** 2016年12月作成

〈お問合せ先〉 担当部署: 茨城支店営業課 TEL: 029-233-9207(代表) 16-T20213